

KSKR

## だいかれん

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会(大家連)

## 『ケアラー支援条例を学ぶ』埼玉県ケアラー支援条例について

公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと) 理事長 岡田 久実子

令和2年3月31日に、全国初のケアラー支援条例が埼玉県で施行されました。この条例は議員立法で、その中心となって進めた県会議員は、寺院の長男として生まれて僧侶の資格を持つ方です。この方が、重度の障害を持つ子どもの母親から、「助けてください。子どもにはたくさんの支援がある。でも…母親失格ですが、私自身がつらいのです。」と…その場にいたお母さんたちが共感し、涙、涙の集會に…そのとき、「この人たちを支えなくてどうするんだ」という強い思いを持ったことが大きなきっかけとなったそうです。また、2011年に発足した日本ケアラー連盟代表理事の堀越栄子氏は埼玉県にお住まいで、以前からケアラー支援法の制定に向けた活動に取り組まれていました。この両者のつながりと、超高齢化社会に向かって、介護離職、老々介護、更には介護殺人などの社会状況と、議員立法に積極的な埼玉県議の風土もあり、ケアラー支援条例の取り組みが進められたとのことでした。

残念ですが、条例制定の準備段階には精神障害者家族会は関わることはなく、家族会の活動と県会議員とのつながりの希薄さという課題を実感しました。私たちがこの動きを知ったのは、毎年恒例の自民党県議のヒアリングにおいてでした。その後、知人の仲立ちで中心となった県議から話を聴かせてほしいと連絡があり、約2時間に渡り精神障害者家族の置かれた状況についてヒアリングがあり、その内容は県議発行の「ケアラー新聞」に大々的に掲載されました。これまでの家族会活動で出会った方とのつながりから、ケアラーとして精神障害者家族にも着目され、その現状を知ってもらう機会となったことは大きな収穫でした。現在、国レベルでもヤングケアラー支援の取り組みが始まりました。それは児童福祉の観点からとても重要な視点ですが、問題の根本は「ケア・介護が家族依存状態にある」ことであり、ケアラー支援条例がケアの家族依存を変える方向に、どう力を発揮できるのかを見極めていく必要があると考えています。



## — 目 次 —

- ◆ 「ケアラー支援条例を学ぶ」 1P  
埼玉県ケアラー支援条例について
- ◆ 精神障害者への運賃割引 2P  
近鉄が来年度から実施へ
- ◆ 近畿ブロック県連紹介 3P
- ◆ 大家連精神保健福祉講座報告 4P
- ◆ 家族の思い 5P
- ◆ 障害者権利条約ってなあに? 6P
- ◆ PSWのミニ知識 7P
- ◆ 賛助会費報告・編集後記 8P

## 精神障害者への運賃割引 近鉄が来年度から実施へ

近畿日本鉄道（近鉄）は、本年4月、「鉄軌道旅客運賃の改定を申請しました」として、来年4月に平均17.0%の運賃改定を行うと発表しました。「今回の運賃改定を機に、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのお客様にも、身体障害者割引、知的障害者割引と同様の割引を実施します。」と述べています。

これまで、交通運賃の割引は、中小民鉄、公営の都市交通、バス等では実施されてきましたが、JRや大手民鉄では、なかなか進展してきませんでした。最近に至って、航空旅客運賃の割引が実現し、2017年には、大手民鉄では初めて西日本鉄道（西鉄）において実施されており、今回の近鉄での実施は、西鉄に続いて大手民鉄の風穴を大きく開くものと期待されるようです。

### 割引には2つの条件が

現在の身体障害者・知的障害者の割引は次のようになっています。

- ① 1種（1級に相当）の人が介護者と乗車（同伴）の場合・・・当事者と介護者の運賃を割引き（5割）
- ② 1種又は2種（1級以外）が一人で101km以上乗車の場合・・・運賃を割引き（5割）

これに対して、全国精神保健福祉会連合会（みんなねっと）は6月13日、次の要望書を提出しました。

近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長 都司 尚 様

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 理事長 岡田久実子

### 精神障害者割引の導入に関する要望書（抜粋）

この度は精神障害者の交通運賃割引実現に向けてご英断いただきありがとうございます。

身近な鉄道の運賃割引は、大手私鉄では西日本鉄道のみであったところ、御社が運賃割引を実現されることは、感謝の念に堪えません。精神障害者とその家族にとって、一般市民と同等に外出の機会が増やせると期待しています。また、他障害との格差是正にもつながります。

現在の割引制度には1種、2種の区分も存在します。精神障害者保健福祉手帳1級が1種になると、精神の1級所持者は全国平均で13.1%（2015年3月）です。1級には入院患者も多く、精神障害者が100km以下で割引を受けることができるのは手帳所持者の10%前後になってしまいます。

鉄道の運賃割引を期待している精神障害者とその期待が失望や反感に至ることのない制度となるよう100km以下の同伴条件を取り止め、単独での乗車も割引対象にさせていただきますようお願い致します。

（文責 倉町 公之）

### 近鉄本社訪問 回答に変更なし

8月24日、要望書への回答を伺いに近鉄本社に出向きました。メンバーは奈良県連奥田和男さん（みんなねっと交通運賃割引プロジェクト事務局長） 兵家連会長新銀照子さん 愛知県連会長江崎英直さん、大家連大野の4名でした。

残念ながら回答には変更がありませんでした。ただ、わたくしたちは、私鉄で割引の実現をしている西鉄に次いで近鉄が協議のテーブルについてくれたことは、大きな前進であることにお礼を申し上げつつ、わたくしたちからは次のようなことをお伝えしてきました。

- ① 精神障害者は1級も2級もほとんど就労できておらず経済状況が厳しく、等級にかかわらず割引の実現をお願いしたい。
- ② とかく偏見を持たれがちな精神障害者が就労、通院、買い物、食事など一人で行動できることに支援をいただくことで、精神障害者にとって大切な生きる自信をいただくことになる。

実現すれば、薬物治療が先行しがちななか、医療モデルから社会モデルへの転換への協力として、広く評価されることになる。県連広報などでしらせてゆける。

（文責 大野 素子）

## 近畿ブロック県連紹介 公益社団法人兵庫県精神保健福祉家族会連合会 先をいく「ひょうかれん」の活動!

### ●「働きかけ」システムのすごさ

かねてから、兵家連のすごいところとして超党派の県議会議員団、神戸市議会議員団、明石市議会議員団との「精神保健研究会」を形成していることを聞き及んでいました。

「精神保健研究会」としてかかわる超党派のすべての党の議員さんの氏名と所属地区を明記しているという責任の所在の明確さには脱帽させられました。党と要望をめぐる意見交換・懇談会を開催しておられます。制度・施策の決定は議会であることを忘れてはなりません。

私たち家族会は制度や施策への要望団体としての「運動体」ですが、いつまでも要望が届かないと嘆いてばかりいないで、実質ある議会との連携を古くから築いてこられた歴史に、学びたいものです。

### ●活発な圏域活動

兵庫県を8圏域、さらに細分化して16圏域に分けて、すべての圏域から理事を選出されていることにも脱帽です。公益社団法人の名実ともに公平な組織の在り方が機能しています。理事のなり手が無いなどと言ってる場合ではないことを突き付けられます。



### ●多彩な委託事業

7つもの補助金・助成金による委託事業を実行されているのにも脱帽です。

会誌発行、精神保健福祉研修会、障害者110番（電話相談）、こころの病家族教室、こころやすらぐひろば（地域の障害福祉サービス事業所で、地域の人々と当事者、家族が交流する）、ぴあサポーター人材養成事業など、地域支援との連携と圏域機能も駆使して事業を展開しておられ、実質ある活動の展開にも驚かされました。

### ●ユニークな「兵家連基金」貸付業務

貸付先は、障害者福祉サービス事業者、家族会などへ、返済をもとにその活動資金を貸し付け提供されていることにも驚かされました。節約ばかりでなく、精神障害の地域福祉、家族会活動の発展を視野に入れた財務の在り方にもすごさを感じるばかりです。

理念を掲げるばかりでなく、精神障害者と家族の地域の暮らしに実質的に貢献していくという意気込みは素晴らしいものです。どんどん打って出る意気込みが伝わります。

### ●家族会参加者急増中

#### NPO法人神戸市精神障がい者家族会連合会の「安心できる家族相談会」

医療機関に呼びかけチラシをまき、家族が各精神疾病にかかわる対面の相談会を開催して「いつでも安心して相談できる」「相談窓口がはっきりしている」「専門知識を持った家族が面談してくれる」ことで参加者は急増しているとのこと。疾病の早期対応の困りごとに家族会組織が直接かかわってくれる安心感は家族会しかできないことです。

兵家連は家族同士の支えあい、学びあい、働きかけを「多方面との連携」でシステム化する家族会組織です。

(文責 大野 素子)



## 大家連精神保健福祉講座

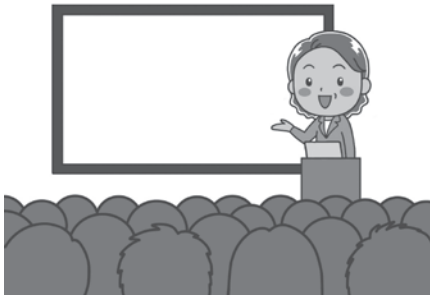
# 「精神科医療の現状とこれから」

## ～抗精神病薬・薬物治療の現状と今後～

講師 精神科医師 菊山 裕貴先生

大阪精神医学研究所 新阿武山病院 大阪医科薬科大学神経精神医学教室

日時：令和4年6月25日  
会場：エル大阪とZOOM配信  
会場参加者：36名  
ZOOM参加者：56名  
合計：92名



### ◆レジュメ内容

- ・統合失調症の病態生理と最新の第2世代抗精神病薬の作用機序
- ・統合失調症の遺伝子研究からみた病態生理
- ・最新の第2世代抗精神病薬の作用機序
- ・統合失調症の病態進行と再発予防
- ・治療抵抗性の原因
- ・抗精神病薬と脳体積
- ・抗精神病薬の適切な投与量
- ・抗精神病薬のスイッチング

## アンケートより（抜粋）

### ◆ご感想

- ・服薬を嫌がる息子にもデータを基に説明して見たいと思いました。また新薬の事等も大変勉強になりました。
- ・きちんと理解は出来なかったが研究のおかげで病気の原因が此处まで解明されて良かったです。
- ・質疑の回答、先生がとても丁寧に対応して下さり参考になり、有難う御座いました。
- ・日本で精神障害者が手帳保持している人が320万人というこの人たちが、研究対象にしてくれれば沢山の研究が進むと思いますが、海外での研究が多い様なので残念に感じます。難しかったが私たち家族にも良く解りました。
- ・遺伝子が深く関係しているんだという事が解りました。又、エビリファイデポ剤を使っています。良さが改めて良く解り、安心しました。
- ・投薬について、何時も気になっておりました。掛かりつけ医では変えてもらえません。
- ・お話は比較的解り易かったのですが、難しい箇所も有りました。今回のZOOMを再度開く事ができ、何度か先生のご講演を聴講できるか、または先生の資料が手元に在って何度も読み返す事ができればもっと理解がしやすかったのではないかと思います。

(p5下に続く)

# 家族の思い 息子との日々

ペンネーム きよーこ

長男は38歳、発達障害と診断を受けてから15年の歳月が経ちました。幼い頃は歩くのが遅く言葉もゆっくり球技も苦手でしたが、大学まで勉強もアルバイトも頑張り何の問題もない子供でした。

就職でつまずき職を変え人間関係で傷つき、自殺未遂、また別の会社では重い荷物に体をはさまれ重症を負い、そこで初めて発達障害と診断を受け、心と身体に大きな傷を負い、二次障害のADHDと双極性障害も見られるとの診断を受けました。

本人は就職を希望しアクト大阪、職業訓練所、ありとあらゆる所を訪ね通いましたが、就職に結びつく事はなく、「たらい回しにされた、関わった人間を許せない!」とそこから障害を認めなくなりました。20代はアルバイト先でトラブルを起こし「今から死ぬ」と電話をかけてきて助けに走るといった日々でした。

その後、本人は大好きな鉄道、航空関係を10年以上に渡り就活をし、今だに諦めることが出来ずに、入社しては精神的に追い詰められ心身を疲弊し職場を去る日々で私も悩み苦しみました。

しかし親の方も歳を重ね、向き合うエネルギーも少なくなり、自分の人生も大切に日々を生き生きと元気に生きていきたいと思う様になりました。

たまに電車や飛行機のキップを私の分まで取ってくれ、旅に連れて行ってくれます。もちろん彼のペースですから、私はとても疲れます。

私の方もいつ誘われてもスタンバイ出来るように足のストレッチをしつつ・・・「何があっても守るよ」「頑張っているね」「いつも応援しているよ」という姿勢を見せつつ、いつか彼に合う仕事、彼が自分を受け入れ生き生きと働ける事を祈りつつ、彼は今日も紺のスーツをピシッと着こなし、立派な履歴書を書き東奔西走、面接に向う毎日です!



## ◆今後講座でお聞きになりたいテーマについて

- ・うつ病・精神療法・認知行動療法・具体的な地域支援・薬について・双極性障害
- ・親なきあと親あるうちにしておくべきこと・オープンダイアログ・家族への支援
- ・親なきあとの住まい（グループホーム、自立訓練施設など）・家族信託・親の終活
- ・抗精神薬の有用性・病院や医師の選び方・セカンドオピニオンの方法
- ・グループホームや作業所の現状・服薬以外の療法や家族の関わり方
- ・当事者に病気理解をしてもらうには？・初発時や陰性症状時を早く知るには？
- ・統合失調症の進捗に応じて、新たな知見に基づく治療法の紹介

# 障害者権利条約ってなあに？

東成家族会 合田享史

みなさんは、日本政府が2014年に批准した国連の障害者権利条約について、聞いたことがあるだろうと思います。ただ、自分たちの日々の生活から縁遠いもののように感じている方が多いのではないのでしょうか。しかし、実はこの条約は、障害のある人とその家族があたりまえに生きられる社会をつくっていくために、大きな支えとなるものです。

## 一般の法律より上位の位置づけ

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）は、2006年に国連総会で採択された国際条約です。日本障害フォーラムによると、この条約の目的は、「人としてあたりまえの権利と自由を、障害のある人にもない人にも同じように認め、障害者が社会の一員として尊厳をもって生活すること」にあります。

冒頭に書いたように、日本政府は2014年にこの条約を批准しています。批准とは、「条約に書かれたことを守ると約束すること」です。そして、条約の効力は、憲法よりは下位ですが、一般の法律よりも上位に位置づけられています。法律も条例もすべて、この条約の規定のうとって運用されなければなりません。国や市町村が行う施策は、この条約にしばられますし、もし、条約の内容に反する状況があったとしたら、私たちは、それを改めるよう、堂々と主張してよいのです。

## 社会的入院は本来、許されない

さて、障害者権利条約は、何を言っているのでしょうか。大切なポイントは「他の者（＝障害のない人）との平等」です。障害のある人も、障害のない人がしているのと同じように、学校・職場・地域など社会生活のあらゆる場面に参加でき、建物や交通機関や情報を利用でき、自分の送りたい生活を選べるようにしなければならないと言っています。

たとえば、精神障害のある人に関わる条文に、次のようなものがあります。

**第十九条 (a) 障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。**

ここでは、障害のある人も、障害のない人と同じように、自分の住む場所を選び、どこで誰と暮らすかを選ぶ権利があり、特定の生活施設（精神科病院や入所施設など）で暮らすことを強いられるべきではないということを言っています。障害者権利条約に照らせば、精神科病院に入院している人が、退院して地域で暮らしたいと願ってもかなわず、長期にわたって社会的入院を余儀なくされている日本の現状は本来、許されないのです。

## 国連からの勧告を生かそう

障害者権利条約を批准した国は、条約に書かれていることを守っているかどうか、国連の障害者権利委員会から定期的に審査を受けることになっています。今年8月22日・23日に日本政府に対する初めての審査が行われ、9月には改善すべき点について勧告が出される予定です。この勧告を生かして、目の前の現実を、条約がめざす社会のあり方に近づけていくことが、私たちに求められています。

注※この原稿は、DPI日本会議のウェブサイトと、『みんなちがってみんな一緒！ 障害者権利条約』（日本障害フォーラム）、『障害者権利条約で日本を変えたい』（福祉新聞社）、『私たち抜きに私たちのことを決めないで 障害者権利条約の軌跡と本質』（やどかり出版）などの書籍を参考にしてまとめました。



# PSW(精神保健福祉士)の 三二知識

## ②医療保護入院について

医療法人杏和会 阪南病院 阪口 久喜子

前は「任意入院について」お話ししました。今回は「医療保護入院について」お話しいたします。皆さんは医療保護入院と聞くとどのような気持ちになりますか？そしてどのような言葉が浮かんできますか？「保護室」「隔離、拘束」「行動制限」「閉鎖病棟」など、思い出すのも辛く、嫌な言葉が浮かんでくるのではないのでしょうか。

**医療保護入院**とは、医療と保護のために入院の必要があると判断され、患者本人の代わりに家族等が患者本人の入院に同意する場合、精神保健指定医の診察により決定される制度です。連絡の取れる家族がない場合は代わりに市町村長の同意が必要になります。入院の判断となる状態は、自傷他害のおそれはないが、任意入院を行う状態にないと記されています。本人の同意が得られる状態である場合には、可能な限り、本人に対して入院医療の必要性等について十分な説明を行い、その同意を得て任意入院となるように務めなければならないと定められています。「非自発的入院」とも呼ばれています。

昭和63年精神保健福祉法改正で同意入院から医療保護入院と改名されました。先に記載したように家族等の同意による入院でもあり**家族の同意書への記入、サインが必要**です。同意者の範囲も定められていて、配偶者・直系血族3親等以内の家族（兄弟姉妹・子・孫・祖父母）・親権者・後見人及び保佐人とされています。文字にするとややこしいかも知れませんが、医療機関にはソーシャルワーカーや医師、看護職員がいますので、遠慮なくお尋ねください。

平成25年の法改正では「退院後生活環境相談員の設置」と「退院支援委員会の開催」が新設されました。まず、**退院後生活環境相談員**とは、医療保護入院者に関わり早期退院を目指すべく、入院中から継続した関わりを持ち、院内は勿論のこと、相談支援事業所との連携、さまざまなサービスの利用に関する相談、支援を行うことを役割としています。どのような人がなれるのかと言うと、精神保健福祉士、看護職（保健師）、作業療法士、社会福祉士で一定の経験を有する者となっています。多くの医療機関では精神保健福祉士がこの役割を担っていると思います。**退院支援委員会**ですが、入院時に推定入院期間が決まります。いわゆる退院の目安です。入院をすると患者さんに渡される入院診療計画書にその期間が記載されていますので、その期間を超えて入院継続がなされる場合は、退院支援委員会を実施することが定められています。



審議の内容は

- ① 医療保護入院者の入院の必要性の有無とその理由
- ② 入院継続が必要な場合、委員会開催時点から推定される入院期間
- ③ ②の推定される入院期間における退院に向けた取り組み

となっています。参加者は主治医、(主治医が非指定医の場合は指定医も出席)、看護職員、退院後生活環境相談員、そして患者さんの希望により本人、家族、相談支援事業所などの機関も出席が可能です。審議の結果については行政に届け、参加者にはお知らせすることになっています。

入院の入り口はいくつかの方法があり、その先には入院治療という同じ場所にたどり着くのですが、入院を長引かせず、早期に退院できる、通院で治療が行えることを本人自身が1番に望んでいるはず。医療保護入院で入院した場合、症状に合わせて行動が制限されてしまうことが多いため、入院生活も苦痛に感じてしまいます。前回にもお話ししましたが、入院が必要ならば、自分の意思で判断ができるときにこそ任意入院で治療を受けて欲しいと願っています。

## 2022年度の賛助会費報告

年会費をいただきました。ありがとうございました。

賛助会費 (1口3千円/年)として

26人分 26口

### (寄附)

大家連へのご支援、大変ありがとうございました。

氏名	地域	寄附
高槻さつき会	高槻市	10,000円
仲宗根康江	吹田市	7,000円
野崎京子	豊中市	5,000円
石田クリニック	寝屋川市	10,000円
中畑俊朗	岸和田市	5,000円
東香里第二病院	枚方市	10,000円
藍野花園病院	茨木市	30,000円
金澤純平	西成区	3,000円
金澤佐代子	西成区	3,000円
青葉丘病院	大阪狭山市	30,000円
有希クリニック	吹田市	10,000円
小池診療所	豊中市	10,000円
たにメンタルクリニック	阿倍野区	10,000円
木村診療所	高槻市	10,000円
匿名	高槻市	10,000円
阿草良子	豊中市	3,000円
仲宗根康江	吹田市	10,000円
水間病院	貝塚市	30,000円
新川久義	富田林市	5,000円
京谷クリニック	西区	10,000円
新阿武山病院	高槻市	30,000円
やまもとクリニック	西区	10,000円
河野昭代	三島郡	1,000円
東泰敬	泉佐野市	1,000円
田中亜紀	阪南市	10,000円
松本弘毅	城東区	50,000円
ぴあびあーの就労継続支援B型	生野区	5,000円

(令和4年6月11日～令和4年8月25日)

## 編集後記

▼家で躓いた分でもないのにへたり込み立ち上がれない。救急車で病院、骨折で手術、リハビリ生活となった家族会の友。その間突然一人暮らしになった当事者。福祉施設の人に助けられ病院生活。今は介護施設に転居となり淡々と自立へ。「家に帰りたい!」とも言わない。親の方が子離れ勉強中。

病院で主治医に「なんでこんなことに…」と聞くと「加齢です」と言われること多くなる。(編集委員 M・K)

▼「おうちプロジェクト」から早1年9ヶ月!今や8ヶ月の孫娘の寝かしつけは、うつ病のパパの日課。

♪ド・ド・ソ・ソ・ラ・ラ・ソ・ファ・ファ・ミ・ミ・レ・レ・ド♪

きらきら星は魔法の子守唄!なぜか孫娘はスヤスヤと夢ごちに～

今までが嘘のようにまる～くなってきたパパの今日この頃です!(編集委員 K・I)

▼「暑さ寒さも彼岸まで」の言葉どおりになってほしい最近の異常気象。コロナ自粛で自宅待機、熱中症対策でエアコンつけっぱなし・物価高での電気料金が気になる。

▼地球温暖化ゼロカーボン施策が火力発電から原発へと方向転換とか。この国のカジ取りのむつかしいところを思いながらゴロ寝の晩夏である。(編集委員 奥村 昭)

## ひとりで悩んでいませんか?

心の病の患者さんを抱えている家族の方  
ひとりで悩んでいないで…

あなたはもう

ひとりぼっちではありません!

同じ家族の立場で

電話相談員があなたの悩みを  
お聞きします。



## 大家連 電話相談室

☎06-6941-5881

電話相談日 月～金 11:00～15:00

(祝日・お盆・年末年始は休みます)  
(コロナ発生状況により変更あり)



2022年度の共同募金配分金54.1万円が決定しましたのでお知らせします。  
共同募金の寄付による配分金でだいかれん誌の発行が成り立っています。  
寄付下さった皆さまに心よりのお礼申し上げます。  
又、会員の皆さまには赤い羽根共同募金へのご協力をお願いします

編集人 公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会 会長 大野 素子  
連絡先 〒540-0006

大阪市中央区法円坂1-1-35  
アネックスパル法円坂(A棟4階)  
Tel 06-6941-5797  
Fax 06-6945-6135

ホームページ daikaren.org

だいかれん で検索もできます

振込先 郵便振替 00970-4-72221

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会  
定価 1部100円(大家連家族会費には購読料を含む)

発行人 関西障害者定期刊行物協会  
大阪市天王寺区真田山町 2-2 東興ビル4階

